明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告示〕
○地域再生法第二十条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（内閣府二七一）　一
○皇族たる皇室会議の議員及びその予備議員の互選の投票の場所及び時間を定める件（宮内庁七）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務四〇一、四〇二）　二
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務二九七）　二
○平成二十三年度において使用される特別支援学校の教科書の定価を認可した件（文部科学一三二）　五
○地すべり防止区域を指定する件（農林水産一六五一）　五
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同一六五二～一六五六）　五
○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通八五〇）　五
○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件（同八五一）　五
○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（同八五二）　五
○航路標識に関する件（海上保安庁一八三～一九〇）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（関東地方整備局三四五）　七
○道路に関する件（沖縄総合事務局二五）　八

〔国会事項〕
内閣　内閣府　八

〔人事異動〕
内閣　内閣府　八

〔叙位・叙勲〕
内閣　内閣府　九

〔皇室事項〕
官庁事項　九

〔官庁報告〕
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　九

〔資料〕
日本と世界の天候（平成二十三年七月）（速報）（気象庁）　一〇

〔公告〕
諸事項　一三

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他　二七

## 告示

**○内閣府告示第二百七十一号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年七月十五日内閣府告示第二百五十九号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年七月十二日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年八月二十五日

内閣総理大臣　菅　直人

一　名称　株式会社きらやか銀行
二　住所　山形県山形市旅篭町三丁目二番三号

**○宮内庁告示第七号**

平成二十三年九月七日に行う皇族たる皇室会議の議員及びその予備議員の互選の投票の場所及び時間を、次のとおり定める。

平成二十三年八月二十五日

宮内庁長官　羽毛田信吾

一　投票の場所　宮内庁庁舎
二　投票の時間　午前十時から午前十時三十分まで

**○法務省告示第四百一号**

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十三年八月二十六日から効力を生ずる。

平成二十三年八月二十五日

法務大臣　江田　五月

東京法務局所属　小野　剛

**○法務省告示第四百二号**

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十三年八月二十六日から効力を生ずる。

平成二十三年八月二十五日

法務大臣　江田　五月

長崎地方法務局所属　中島　文生